

福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による別紙意見書を須賀川市議会会議規則（平成28年須賀川市議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出します。

令和4年3月16日

経済建設常任委員長 石堂 正章

須賀川市議会議長 五十嵐 伸 様

福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書

福島県内の新型コロナ感染は年明け以降再び拡大傾向にあり、全国的にも第6波の真っ只中という状況において、製造業を中心に、海外サプライチェーンの影響による部品・資材不足による休業、生産調整などを余儀なくされるなど、県内の雇用と労働環境に及ぼす影響は未だ不透明な状況にある。

一方で、福島県では、少子高齢化と人口の減少・流出が進み、東日本大震災当時と比較して生産年齢人口は約20万人も減少し、人手不足を補うための外国人労働者数も増加傾向にある。加えて、障がい者雇用数も全国平均を上回り、パート労働者、契約社員・派遣社員などの非正規労働者は雇用全体の約4割を占めるなど雇用形態の多様化も進んでいる。勤労意欲喚起による生産性向上と社会の格差是正を目的とした、政府の同一労働同一賃金の趣旨に鑑みるとともに、コロナ感染の影響を見据えたセーフティネットの強化策及び人口流出抑制策としても、最低賃金引上げと早期発効は喫緊の政策でもある。

ついては、「賃金の経済政策」としての最低賃金引上げの重要性を強く意識し、次の事項について要望する。

- 1 福島県最低賃金は、毎年年率3%程度を目途に引上げをはかること。特に、日本は20年以上も賃金の低下傾向が続き、先進国で取り残されている状況を踏まえるとともに、2021年5月の経済財政諮問会議で、早期に最低賃金全国平均1,000円に引上げを目指すとした政府の積極姿勢を重く受け止めること。
- 2 中小企業等の最低賃金の引上げ原資捻出のため、価格転換を始めとした環境整備の充実、強化を図ること。
- 3 賃金の多寡と人口移動の相関関係も示されていることから、最低賃金引上げのため労働力確保や人口流出抑制等も多様な政策誘導として取り組むこと。
- 4 福島県最低賃金の改定諮問時期は、労働者間の均衡や景気への影響も考慮し、可能な限り早期の発効に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月 日

福島県須賀川市議会議長 五十嵐 伸

内閣総理大臣

厚生労働大臣

福島労働局長

宛